

阿南市介護施設等物価高騰支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品等の価格高騰の影響を受ける市内の介護施設等を支援するため、事業継続への負担を軽減することを目的として、予算の範囲内で介護施設等を運営する法人等に阿南市介護施設等物価高騰支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者等)

第2条 助成金の交付を受けられることができる法人等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく施設サービス及び居宅サービスの運営を阿南市内において実施する法人等であること。
- (2) 令和4年10月1日から申請日までの期間において、事業を継続して行っており、休止していないこと。
- (3) 申請日の属する年度の末日までに事業所の休止又は廃止を行う予定がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、法人等が運営する介護施設等に対し、阿南市障害福祉施設等物価高騰支援助成金の交付を受けているときは、助成金の交付対象としない。

3 助成金の申請及び交付の手続については、原則として一法人等につき、1回を限度とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の交付額は、法人等が提供する別表に掲げるサービス種別の単価に施設数又は事業所数を乗じて得た額を合計した額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 法人等は、阿南市介護施設等物価高騰支援助成金交付

申請書（様式第1号）に市長が必要と認める関係書類を添えて、令和4年11月21日から同年12月23日までに市長に提出するものとする。

（助成金の交付決定及び額の確定）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、交付の可否の決定及び助成金の交付額の確定をし、阿南市介護施設等物価高騰支援助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、法人等に通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 前条の規定により助成金の交付の決定及び交付額の確定を受けた法人等（以下「被交付決定者」という。）は、阿南市介護施設等物価高騰支援助成金交付請求書（様式第3号）に阿南市介護施設等物価高騰支援助成金交付決定及び額の確定通知書の写しを添付し、令和5年2月28日までに市長に提出して、その請求をしなければならない。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに助成金の被交付決定者に交付するものとする。

（助成金の返還等）

第8条 市長は、助成金を交付した後に当該助成金の全部又は一部を返還すべき事実を発見した場合には、被交付決定者に対し、市長が別に定める日までに当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（書類の保管等）

第9条 助成金の交付を受けた被交付決定者は、助成金申請に係る書類等を整備し、助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保存しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について

て必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行する。

別表（第3条関係）

	サービス種別	定員	単価
入所系 施設①	特別養護老人ホーム	50人未満	150,000円/施設
	地域密着型特別養護老人ホーム	50人以上100人未満	200,000円/施設
	介護老人保健施設	100人以上	450,000円/施設
入所系 施設②	認知症対応型共同生活介護	/	40,000円/施設
	短期入所生活介護（単独型）		
	短期入所療養介護（単独型）		
通所系	通所介護事業所	/	80,000円/事業所
	地域密着型通所介護事業所		
	認知症対応型通所介護事業所		
	小規模多機能型居宅介護		
	看護小規模多機能型居宅介護		
訪問系	訪問介護事業所	/	40,000円/事業所
	訪問入浴介護事業所		
	居宅介護支援事業所		

注1 各介護予防サービスを含まない。

注2 入所系施設①の定員については、申請時点で判断する。